

ソマリア沖の海賊問題 と国際社会の対応の現状



IMO 海上安全部長
関水 康司
(2009年3月24日、於:日本財団)

IMOにおける海賊問題の検討の経緯 (I)

- 1983年 総会決議545号
「船舶に対する海賊行為及び武装強盗の防止策」
- 1991年 総会決議683号
「船舶に対する海賊行為及び武装強盗の防止及び抑止」
- 1993年 MSC回章622号
「船舶に対する海賊行為及び武装強盗の排除のための各国政府への勧告」
MSC回章623号
「船舶に対する海賊行為及び武装強盗の防止及び抑止にかかる船主、船舶運航者、船長及び乗組員のためのガイドライン」

IMOにおける海賊問題の検討の経緯 (II)

- 1997年 海上安全委員会(第68回)
専門家による調査団の派遣決定
- 1998年 調査団の派遣
インドネシア、マレーシア、フィリピン、ブラジル
- 1999年 シンガポール地域セミナー
・船舶警告のための通信手段ガイドライン
・海賊事件の捜査と処罰に関するコード

IMOにおける海賊問題の検討の経緯 (III)

- 地域協定作成の勧告
 - 東京海賊対策国際会議(2000年4月)
 - ReCAAP採択(2004年)
 - ReCAAP発効(2006年)
- マラッカ・シンガポール海峡の安全・環境・セキュリティ
 - ジャカルタ会合(2005年)
 - クアラルンプール会合(2006年)
 - シンガポール会合(2007年)
 - 海賊対策の進展
 - コーポレート・メニスマの設立
- ソマリア海賊問題
- その他の海域での海賊・武装強盗問題

MSC回章623号の概要 – 船舶に対する勧告

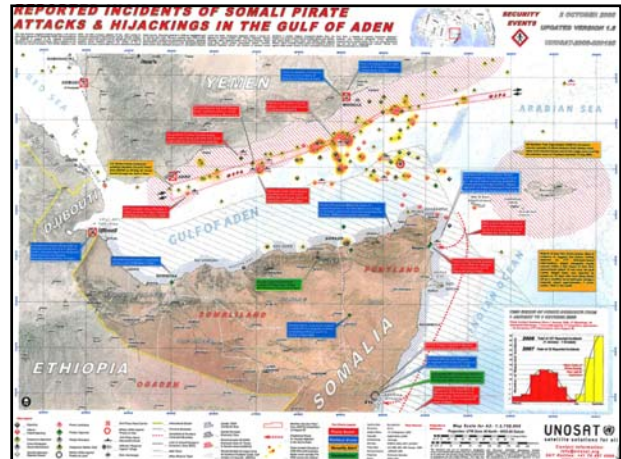
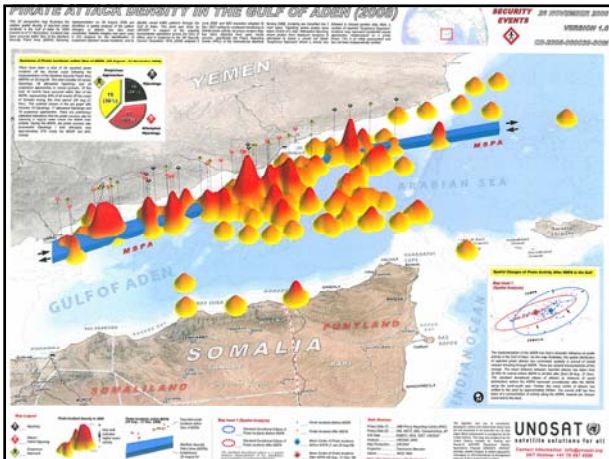
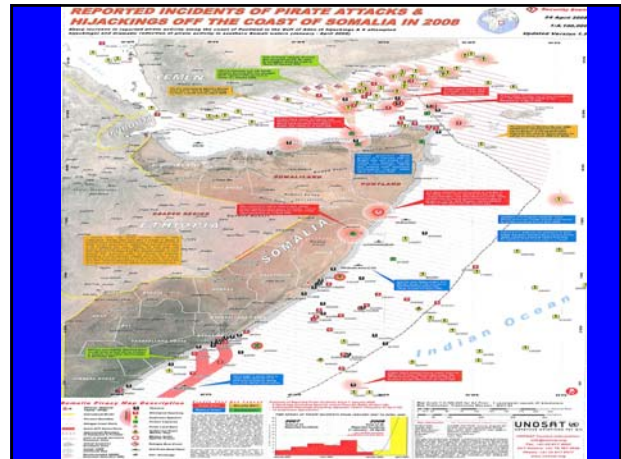
- 海賊を誘引する要因の排除
- 船長、乗組員の判断
- 訓練
- 船内保安計画
- 錨泊中及び港内での予防措置
- 当直及び船内巡視
- 通信手続き
- 標準通信フォーマット
- 灯火
- 安全区域
- 警報
- 避航操船及び放水
- 火器使用
- 海賊容疑者の発見
- 海賊襲撃時の対応
- 事後通報

MSC回章622号の概要 – 政府に対する勧告

- 情報・統計の必要性
- 海賊行為の制圧は各国の公安機関が実施
- 船舶は自衛手段を講ずべき
- 行動計画の策定
- 海賊警報の通報
- 海賊事件のIMOへの報告
- 海賊行為の管轄
- 逮捕、訴追、処罰のための国内法の整備
- 地域協定締結の勧告

ソマリア海賊問題 (I)

- 発生状況

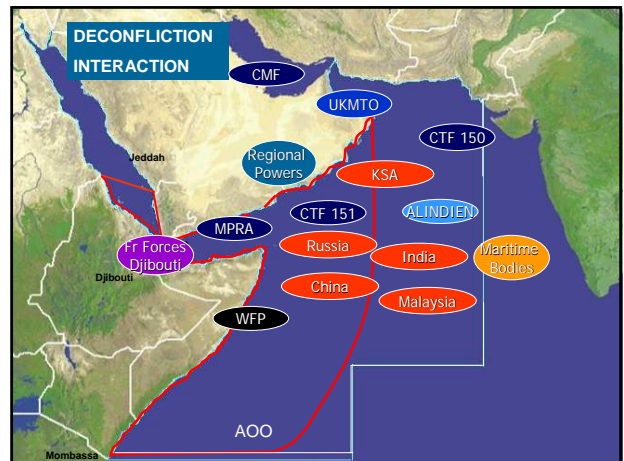
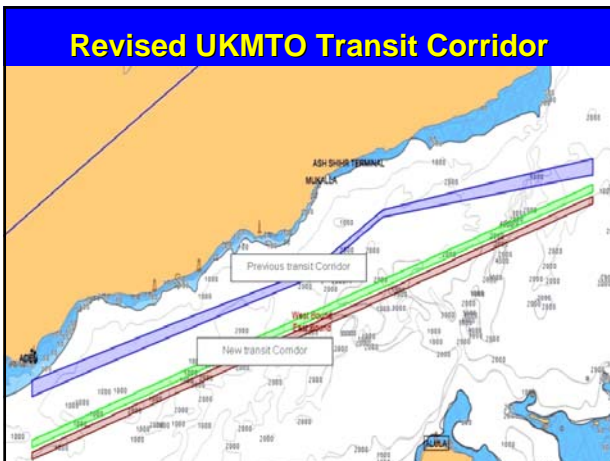


ソマリア海賊問題 (II)

- WFPの食糧輸送船のエスコート
- 2つのIMO総会決議
 - 2005年 総会決議第979号
 - 2007年 総会決議第1002号
- 国連安全保障理事会での動き(2008年)
 - 安保理決議第1816号(6月2日)
 - 安保理決議第1846号(12月2日)
 - 安保理決議第1851号(12月16日)
- 地域協定を目指したIMOの活動
 - Dar es Salaam会合
 - Djibouti地域会合
 - Djibouti Code of Conductの採択
- コンタクトグループ(CGPCS)

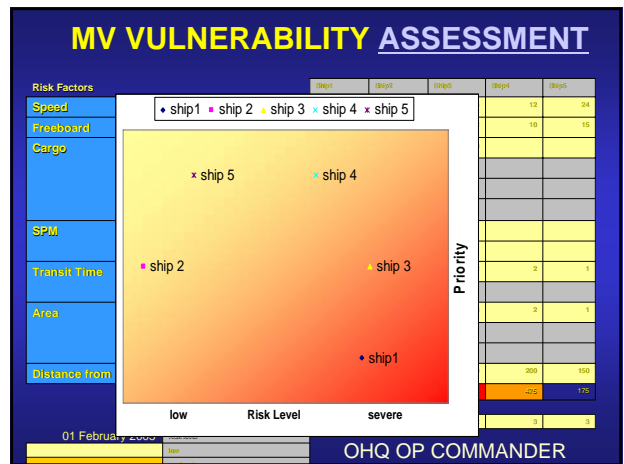
現時点での各国の対応

- 概要
 - 米を中心とするインド洋での多国籍軍
 - EU(ヨーロッパ連合)
 - NATO
 - ロシア、中国、インド、マレーシア
 - トルコ、デンマーク、シンガポール、南アフリカ、韓国
- EU NAVFORの活動
- 一般商船のためのコンタクトポイント
 - MSCHOA
- 各国艦艇の活動の調整の必要性
 - コンタクトグループの課題



Maritime Security Centre

The screenshot shows the website interface for the Maritime Security Centre (Horn of Africa). It includes a navigation menu, a 'Registered Users Area' with options like 'Logout', 'Maritime Intelligence', and 'Report an Incident'. The main content area features a 'FAIRPLAY News Feed' with headlines such as 'Sinus Star arrives in UAE' and 'Pirate scorecard: up 11% in 2008'. There are also sections for 'Press Releases & News in Brief' and 'BBC News Feed'.



Djibouti Code of Conduct (ジブチ行動指針)

- 17 カ国がジブチ行動指針を採択
- 9 カ国がジブチ行動指針に署名:
ジブチ、エチオピア、ケニア、マダガスカル、
モルジブ、セイシェル、ソマリア、
タンザニア、イエメン

ジブチ行動指針 Article 8

- 行動の調整と情報の共有
- センターはMombasaのMRCC(海事救助調整センター)に、副地域センターはDar es Salaamに、それぞれ設置される。Yemenのセンターは、IMOにより開催された副地域会合(2005年のSana'a、2006年のMuscat、さらには、Dar es Salaam)の結果に基づき、地域海事情報センター内に設置される。各センター及び指定されたフォーカルポイントは、常に、警報並びに、情報及び救援の要請を受信し、対応できなければならない。

ジブチ行動指針 Article 8

- 国のフォーカルポイントの指定と通知
- 情報交換と警報配信のためのセンター
- RCC(救助調整センター)及び関連する非政府組織間の連絡
- 情報の機密性
- 船舶による通知・報告
- Understandingを実施するための法及び政策の相互間の情報共有



地域能力開発 4つの柱

- 国の法律制定
- 法律実施／コーストガードの能力(機能)の確立
- 訓練を通じた能力の開発、及び、その他の技術協力
- 海事に関する状況把握の向上



国の法律制定

- 国際法の枠組みが適切
- 海賊及び海上武装強盗を処罰する国の法律、裁判及び捜査を実施するための適切なガイドライン、並びに容疑者の訴追の必要性



国の法律制定

- UNDOALOS / UNODC / IMOによる、国の法律制定に対する査察協力
- 沿岸国との取り決め
- 法律及び取り決めのための、ひな型(モデル)の策定



コーストガードの機能

- 海賊及び海上武装強盗の抑制
- 捜索救助
- 漁業管理
- 不法出入国への対策
- 海上取引の脅威(に対する方策)
- ISPS Code
- 環境保護
- 安全航行

コンタクトグループ(CGPCS)の活動と現状 (I)

第1回会合、1月14日 ニューヨーク国連本部

- 参加国 オーストラリア、中国、デンマーク、ジブチ、エジプト、フランス、独、希、印、伊、日本、ケニア、韓国、蘭、オマン、ロシア、サウジアラビア、ソマリア、スペイン、トルコ、UAE、英、米、イエメン、アフリカ連合、ヨーロッパ連合、NATO、IMO及び国連事務局
- 作業部会の設立
- WG1 艦艇の活動の調整と情報センター
- WG2 法制度
- WG3 商船のキャパシティー
- WG4 外交努力

コンタクトグループ(CGPCS)の活動と現状(II)

- WG1 ・2月24、25日 IMO本部
 - ・現状の確認
 - ・地域のキャパシティービルディングの必要性
 - ・Djibouti Code of Conductの評価
- WG3 ・2月26、27日 IMO本部
 - ・海運業界のベストプラクティス
- WG2 ・3月5日 ウィーン
- WG4 ・3月16日 カイロ

第2回コンタクトグループ
・3月17日 カイロ

中長期的目標

- I. 当面の艦艇抑止力の維持
- II. 地域の対海賊キャパシティーの確立
 - Djibouti Code of Conduct
 - イエメン、ケニア、タンザニアの情報センター
 - ジブチの地域訓練センター
 - 各国フォーカルポイントの設立
 - 海上法執行機関の育成
 - レーダー、AIS等施設の設置
 - 海賊対処のための国内法の制定
- III. ソマリアの安定と法秩序の回復
 - 諸制度の設立
 - 産業の育成
 - 技術協力と援助

日本からの自衛艦派遣の意義

1. 活動： 公海上での犯罪行為の防止と取締り
国際紛争ではない
海上警察警備行動である
2. 意義：
 - (1) 公海上での犯罪から日本人の生命と財産を自らの手で守る
 - (2) 世界各国が取り組んでいる活動に国際社会の一員として参加し貢献する
 - (3) 日本の存立は海上貿易無くしてありえない
 - (4) 日本は依然として世界第二の海運国である
 - (5) 国連安全保障理事会の決議による国際社会の要請に応える活動である

